

# 第1章

## 札幌市文化芸術基本計画とは

- 1 基本計画策定の背景及び経緯
- 2 基本計画の位置付けと計画期間
- 3 第4期計画策定に向けた見直しの方向性

# 1

## 第1章 札幌市文化芸術基本計画とは

# 基本計画策定の 背景及び経緯

私たちが住む札幌市は、自然の恵みと共に暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちがそれぞれの文化を育みながら、創造的で自由な発想によってそれぞれの時代の課題を克服し、世界に誇るまちへと進化してきました。

昭和38年（1963年）「札幌市民憲章」において、「世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう」との理念を掲げ、早くから文化芸術施策の重要性に着目し、様々な文化芸術施設の整備に着手してきたほか、市民が文化芸術に親しむ機会も提供してきました。

平成18年（2006年）には、「創造都市さっぽろ」を宣言しました。札幌市では、創造性を培う基盤となる優れた文化芸術施設やイベントを多数つくりあげてきたことから、それら文化芸術の力を生かして市民の創造性を刺激し、市民の創造的活動をまちの活力につなげていくことを目指したものです。

平成19年（2007年）の「文化芸術振興基本法」の制定（平成13年（2001年））や、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」の閣議決定（平成19年（2007年））などを背景とし、「市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高い札幌のまちづくりを目指す」ことを掲げた「札幌市文化芸術振興条例」が全議員の提案により成立しました。その規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的・計画的に実施するための指針として、平成21年（2009年）に第1期となる「札幌市文化芸術基本計画」を策定しました。

平成25年（2013年）には、「ユネスコ創造都市ネットワーク<sup>1</sup>」のメディアアーツ<sup>2</sup>分野での加盟が承認されました。20年以上にわたってIT<sup>3</sup>・コンテンツ<sup>4</sup>関連産業の育成に取

<sup>1</sup> 創造的・文化的な産業の育成、強化によって都市の活性化を目指す世界の都市が、国際的な連携・相互交流を行うことを支援するため、平成16年（2004年）にユネスコが創設したネットワーク。文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアーツ、食文化の7つの分野で構成されている。

<sup>2</sup> デジタル技術などを用いた新しい芸術表現。映像、演劇・舞踊（パフォーマンスアーツ）なども含む幅広い表現であり、創造的な産業にも波及する概念

<sup>3</sup> Information Technology の略。情報処理、情報技術

<sup>4</sup> 文章、音楽、画像、映像、またはそれらを組み合わせた情報の集合のこと。

り組むなどメディアアーツの創出・活用につながる環境づくりをしてきたことや、メディアアーツを活用した取組などが評価されたものです。

一方その後、国においては平成29年（2017年）の「文化芸術基本法」の成立や平成30年（2018年）の「文化財保護法」の改正、文化芸術に関する国家戦略や「文化芸術推進基本計画」の策定などが行われました。

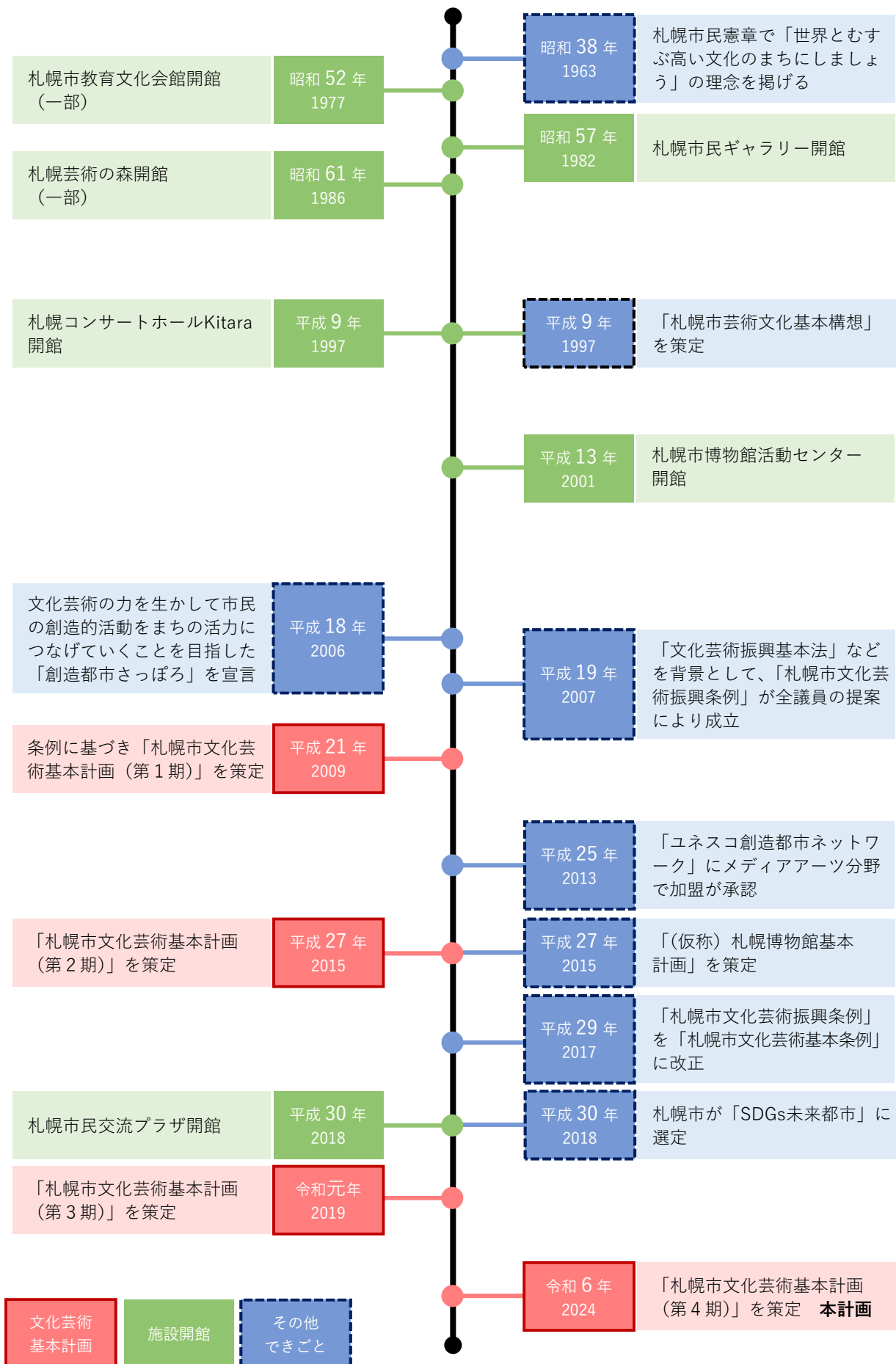
こうした動きを背景として、現在では地方にも、文化芸術そのものの価値や他分野と一体となって創出される新しく多様な価値を文化芸術の継承・発展・創造に活用・循環させること、文化財の公開と活用を通じて保存に対する認識を高めることなどが求められています。

文化芸術に触れる機会や充実した施設など、これまでの取組によって市民に広く定着してきた本市の優れた文化資源は、年齢や障がいの有無に関わらず、あらゆる人々に広く享受されるべきものです。

今後もこうした観点を念頭に置きつつ、国の考え方も考慮して本市の施策を推進する必要があります。

以上の背景を踏まえ、豊かな人間性の涵養や創造力の育成といった文化芸術の本質的な価値の向上はもとより、文化芸術を教育・福祉・国際交流・まちづくり・観光など幅広い関連分野にも活用することで、都市の魅力を向上させることを目指し、第4期札幌市文化芸術基本計画を策定します。

## 【札幌市文化行政の主なできごと】



# 2

## 第1章 札幌市文化芸術基本計画とは

# 基本計画の 位置付けと計画期間

平成19年（2007年）に「文化芸術振興基本法」が制定されたことなどを背景として、札幌市では「札幌市文化芸術振興基本条例」が成立し、平成21年（2009年）には同条例第6条に基づき、文化芸術を取り巻く社会的背景などに対応して文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針として、「札幌市文化芸術基本計画」を策定しました。

基本計画は5年間を計画期間として、これまでに第1期～第3期まで策定されており、本計画は令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）を計画期間とする、第4期の計画となります。

### 【これまでの計画概要】

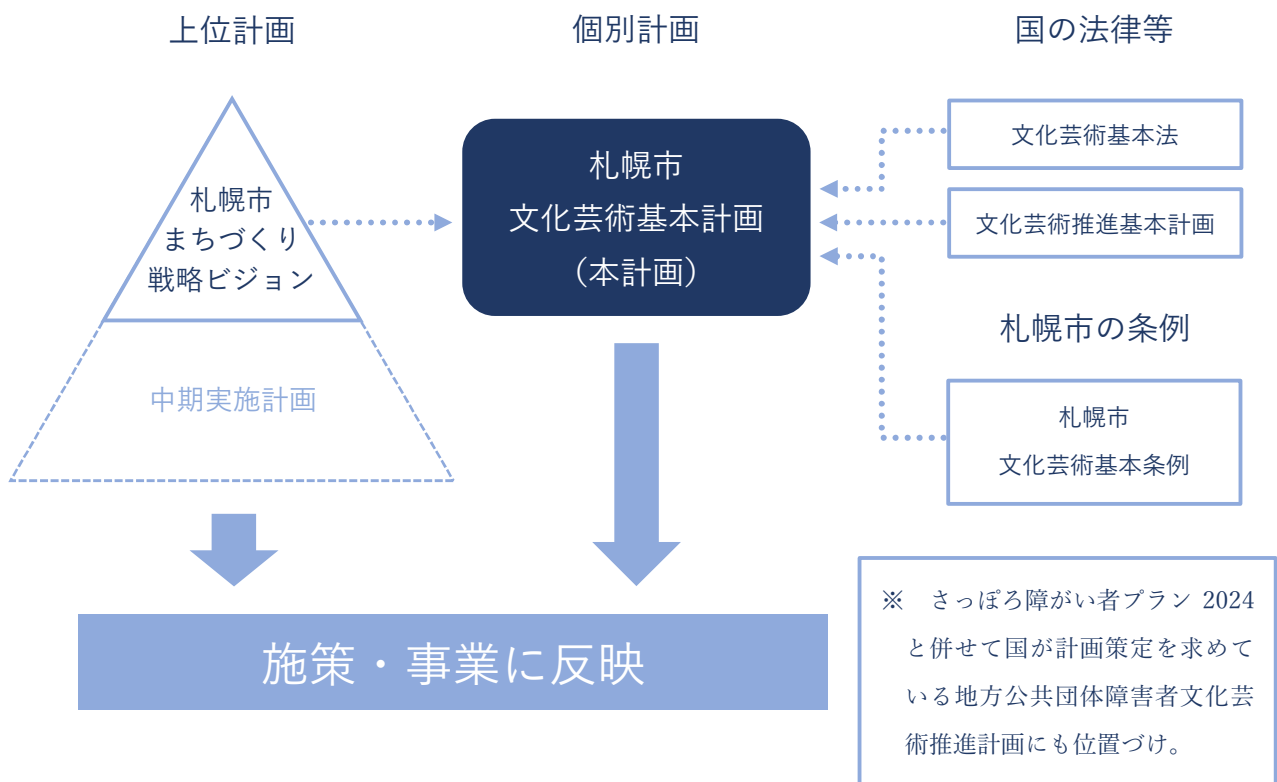
計画期間	主な内容
第1期 平成21年度～平成25年度 (2009年度～2013年度)	「花ひらく創造都市」を計画の目指すところとして掲げ、「過去・現在・未来」の3つの視点から、札幌の文化芸術を「育てる」「つなぐ」「発信する」「継承し、活かす」の4つの施策を推進
第2期 平成26年度～平成30年度 (2014年度～2018年度)	「創造性あふれる文化芸術の街さっぽろ」をテーマとし、「創造性の土を耕す」「創造性の種を撒く」「創造性を実らせる」「創造性を蓄え、伝える」の4つのステージに分類して施策を推進 ステージの循環による創造性の醸成を企図
第3期 令和元年度～令和5年度 (2019年度～2023年度)	第2期の考え方を継承しつつ、「創造性めぐるまち さっぽろ」をテーマとし、「機会の充実」「未来への布石、育成、支援」「文化の保存・活用」「視点の検討」の4つのステージに分類した施策を推進

本計画は、令和4年度（2022年度）に策定された札幌市の最上位計画「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を受けた個別計画に位置付けられます。

また、文化芸術基本法<sup>5</sup>においては「地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画については、国が定める『文化芸術推進基本計画』を参酌する必要がある」とされており、第4期札幌市文化芸術基本計画の策定にあたっては、この国の計画を踏まえて策定する必要があります。

このほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律<sup>6</sup>（以下「障害者文化芸術推進法」という。）において、「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、さっぽろ障がい者プラン2024と併せて地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画にも位置付ける計画とします。

#### 【計画の位置付けのイメージ】



<sup>5</sup> 平成29年（2017年）6月に文化芸術振興基本法の一部改正が行われ題名が変更。文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが改正の趣旨

<sup>6</sup> 平成30年（2018年）6月に策定。文化芸術が、障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の理念に則り、障がいのある方が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備やそのための支援を促進することを目的とした法律

なお、本計画が対象とする「文化芸術」は、文化芸術基本法が定める以下の範囲を基本としつつ、本市の地域特性や社会変化などを考慮して判断するものとします。

【文化芸術基本法が定める「文化芸術」の範囲】

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 (メディア芸術を除く)
メディア芸術	映画、マンガ、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他のわが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード	
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (地域の人々によって行われる民族的な芸能)

# 3

第1章 札幌市文化芸術基本計画とは

## 第4期計画の 見直しの方向性

第4期札幌市文化芸術基本計画では、以下の考え方に基づき、文化芸術の力を様々な分野で生かし、さらに創造性を活用したまちづくりを一層進めていくために、今後5年間（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））の指針として以下の考え方に基づき見直しを行います。

### 【第4期札幌市文化芸術基本計画の見直しの方向性】

#### 1 現行計画の考え方の継承・再構築

人々の創造性を育む文化芸術の役割は今後も変わることなく心豊かな活力ある社会の形成に極めて重要な意義を持つものであることから、現行計画の基本的な考え方を土台としながら見直しを進めます。

#### 2 コロナ禍を含めた状況変化、国の計画の変更点などを踏まえた見直し

コロナ禍を含めた札幌の文化芸術を取り巻く状況変化、国の「文化芸術推進基本計画」の変更点などを踏まえて計画の見直しを進めます。

#### 3 重点的に取り組む項目の整理

第4期計画期間中の取組についてメリハリをつけた取組となるよう、重点的に取り組む項目を設定します。



## コラム Column : 創造都市とメディアアーツ都市・札幌

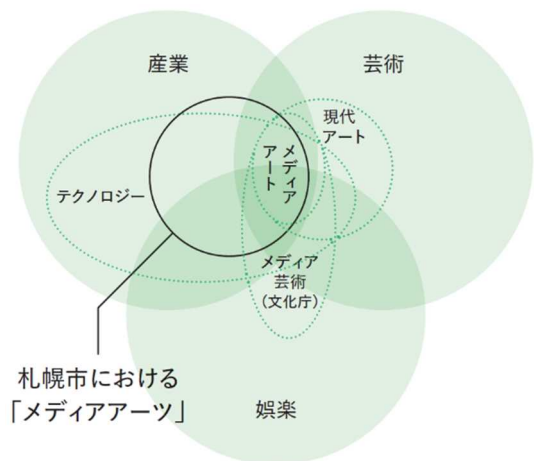
平成 18 年（2006 年）、札幌市は「創造都市さっぽろ宣言」の中で次のように表明しました。

札幌の街は、市民とオープンなコミュニケーションを図り、全ての人の中に潜在しているアイデアや才能をまちづくりに活かしていきます。さらに、その取り組みを世界に発信し、知識・アイデアを資本とするクリエイティブ企業や世界で活躍する人材をひきつけ、創造的な環境を求める人々が住みたいと思う街へと札幌を変えていきます。

そして平成 25 年（2013 年）には、ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN） にアジアで初めて「メディアアーツ」分野で加盟しました。UCCN には音楽、文学、食文化など 7 つの分野があり、メディアアーツ分野では札幌のほか、リンツ（オーストリア）、アン＝ギャン＝レヴァン（フランス）、ヨーク（イギリス）などが加盟しています。

札幌市における「メディアアーツ」は、「アート」を要素として含みつつ、「産業」「テクノロジー」「都市空間」といった幅広い領域を対象とし、都市全体をメディア（媒体）とみなすものと定義されています。

しかし、豊かな自然に囲まれた札幌のまちが、先端技術を駆使するメディアアーツのイメージとすぐには結びつかないという方も多いかもしれません。この「メディアアーツ」という言葉は札幌のまちとどのようなつながりがあるのでしょうか。



札幌では 1980 年代からソフトウェア開発などを請け負う企業の立地や北海道大学で情報工学などを学んだ学生による起業が進み、市は情報ソフトウェア産業の振興と併せて、早くからクリエイティブ人材の育成やコンテンツ制作・活用の促進に着手していました。

また札幌では、身近な例としてさっぽろ雪まつりで行われるプロジェクションマッピングやボーカロイド「初音ミク」など、メディアアーツの取組が数多く行われてきました。札幌は特有の自然環境や気候も相まって、地下歩行空間や大通公園など特有の公共空間を有しており、こうした特徴的な都市環境を活用した取組が生み出される素地があったとも言えます。

こうした背景の下、札幌はメディアアーツ都市として UCCN に加盟するに至り、蓄積された人材・知識・技術が新たなコンテンツや創造的活動を生み出し続けています。札幌市では今後も、メディア技術の活用による文化・クリエイティブ産業の発展、地域や産業の活性化、都市課題の解決に取り組んでいきます。

## SDGsと本計画との主な関連

SDGsと本計画の4つのステージとの主な関連については、以下のとおりです。

### SDGsとは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ]）」は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。



### SDGsの基本的な理念

### 関連ステージ

基本的な理念として、包摂性について示されています。

（以下、2030アジェンダ～ビジョンより一部抜粋）

- 我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。人種、民族及び文化的多様性に対して尊重がなされる世界。（途中省略）そして、もっとも脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衝平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界。
- 我々は、すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界を思い描く。

全般  
特に**ステージ1**

### SDGs関連目標とターゲット

### 関連施策

	<p><b>働きがいも経済成長も</b> 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>	<p>ステージ3 施策2 ステージ4 施策1</p>
	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b> 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p>	<p>ステージ3 施策1</p>
	<p><b>つくる責任 つかう責任</b> 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p>	<p>ステージ3 施策2 ステージ4 施策1</p>
	<p><b>気候変動に具体的な対策を</b> 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p>	<p>ステージ3 施策2</p>